

0 2 . 2 7

特許管理人が死亡又は辞任した場合の
取扱い

特許管理人が死亡又は辞任した場合は、その者の家族又は事務所に連絡をとり、新たに選任される代理人があるときは速やかに代理人選任の手続をするよう連絡をする。

新たに選任される代理人がないときは、書類を航空扱いとした書留郵便等（書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるもの（信書便物の引受け及び配達記録をするもの））に付して直接本人宛に発送する（特192条2項^{※1}）。

この場合、当該書類は前記発送の時に特許法第192条第3項の規定により送達があったものとみなされる旨及び従前の特許管理人が死亡又は辞任したため、特許管理人を選任し（特8条^{※2}）、その届出をすべき旨を記載した注意書（英訳した書面を含む。）を同封する。

（改訂平成23・11）

※1 特192条2項：実55条2項、意68条5項、商77条5項において準用

※2 特8条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用